（前のページより続き）

〔官庁報告〕

官庁事項

中央卸売市場整備計画の変更の公表について（農林水産省）　四〇

労　働

あっせん員候補者に関する公示（中央労働委員会）　四〇

公　聴　会

電波監理審議会の意見の聴取について（電波監理審議会）　四二

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

税理士懲戒処分関係　四四

裁判所

破産、免責、再生関係　四五

特殊法人等

独立行政法人理化学研究所、西日本高速道路株式会社工事一部完了、農林漁業団体職員共済組合役員就任並びに退任、平成二十一年度ガス主任技術者試験の合格者、日本弁護士連合会公示送達・弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・指定法の付記、型式住宅部分等製造者の認証関係　一〇二

地方公共団体

行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　一〇六

会社その他

会社決算公告　一〇七

省　令

○総務省令第百十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十三条、第三十七条第三号及び第五十二条第一号の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十二日

総務大臣　原口　一博

電波法施行規則の一部を改正する省令

第二条第一項第三十九号の次に次の一号を加える。

三十九の二　「捜索救助用位置指示送信装置」とは、遭難自動通報設備であつて、船舶が遭難した場合に、船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置の指示器上にその位置を表示させるための情報を送信するものをいう。

第十一条の四第一項中「及び捜索救助用レーダートランスポンダ」を「、捜索救助用レーダートランスポンダ及び捜索救助用位置指示送信装置」に改める。

第十二条第五項中「、F一D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHz並びにF一D電波一五六・〇二五MHzから一六二MHzまでのうち総務大臣が別に告示する周波数」を「並びにF一D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHz」に改め、同条第九項の表捜索救助用レーダートランスポンダの項の次に次のように加える。

捜索救助用位置指示送信装置	F一D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHz

第二十八条第一項中「捜索救助用レーダートランスポンダ」の下に「又は捜索救助用位置指示送信装置」を加える。

第三十六条の二第一項に次の一号を加える。

八　捜索救助用位置指示送信装置を使用して、別図第六号に定める構成により行うもの

第三十八条第五項中「総務大臣の認定」を「総務大臣が別に告示するところにより公表するもの又は認定」に改める。

別図第六号を次のように改める。

別図第六号（第36条の2第1項第8号関係）

通報の種類（注1）	反復送信回数（注2）	装置の識別信号（注3）	航行状態（注4）	対地速度	位置精度	経度	緯度	対地針路
測位時刻	通信状態							

注1　コード番号「1」であること。

注2　コード番号「0」であること。

注3　「970$X_1X_2Y_1Y_2Y_3Y_4$」の9桁の数字であること（X_1、X_2、Y_1、Y_2、Y_3及びY_4は0から9までの数字とする。）。

注4　コード番号「14」であること。

附　則

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、第三十八条の改正規定は、公布の日から施行する。

○総務省令第百十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十二日

総務大臣　原口　一博

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。